

認知症介護研修について

【 内容 】

認知症介護基礎研修義務化(R6.3 移行期間終了)について

認知症介護研修の御案内

在宅医療福祉・認知症施策推進係

事務連絡
令和5年12月11日

各介護保険施設・事業所の長様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
(公印省略)

認知症介護基礎研修の受講義務付けの経過措置について（再周知）

日頃より本県の高齢者保健福祉行政の円滑な推進について格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、認知症介護基礎研修については、令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者等に、「介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に研修を受講させるために必要な措置を講じる」ことが義務づけられました。当該義務づけの適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられており、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。（この場合においても、同様に令和6年3月31日までの経過措置が適用されます。）

本県における認知症介護基礎研修については、令和4年度より原則として、e-ラーニングで実施しているところです（e-ラーニングによる受講が難しい方向けに従来の集合型研修も実施しています）。研修の実施、研修案内や受講料徴収等の研修に係る事務については、滋賀県社会福祉協議会が実施しておりますので、研修の詳細については、下記ホームページおよび研修管理システムを御確認ください。

滋賀県社会福祉研修センターホームページ <http://shiga-sfk.jp>

滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム <https://www.syakyo-kensyu.jp/shiga/>

なお、認知症介護基礎研修の受講義務付け以外にも令和3年度介護報酬改定における改定事項のなかで、令和6年3月31日に経過措置が終了する予定のものがあります。運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

【担当】

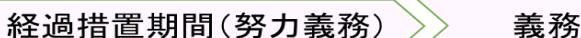
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
在宅介護指導係・介護施設指導係
TEL：077-528-3523
E-Mail：kaigo@pref.shiga.lg.jp

**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方※1は
認知症介護基礎研修の受講が義務づけられています**

令和3年度介護報酬改定に伴う指定基準の改正により、※2 介護サービス事業者等に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。当該義務づけの適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられており、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。(この場合においても、同様に令和6年3月31日までの経過措置が適用されます。)

～令和6年(2024年)3月31日 令和6年(2024年)4月1日～



※1 義務付けの対象とならない職種については、下記『1 対象』参照

※2『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について』等

1 対象

県内の介護サービス・事業者等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者、および認知症介護実践者研修を受講予定の者

【参考】認知症介護基礎研修の義務づけの対象にならない職種(厚生労働省通知)

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

※上記のほか、歯科衛生士、柔道整復師、福祉具専門相談員についても、厚生労働省より義務付けの対象とならない職種として回答を得ています。

2 実施方法

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター（以下「仙台センター」という。）が管理するeラーニングシステムを使用し、社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が管理・運用を行います。

e-ラーニングによる受講が難しい方向けに、従来の集合型研修も実施しています。

3 その他

(1) 滋賀県では、既に医療・福祉関係の資格をお持ちの方も、認知症介護実践者研修の受講を希望する場合は、認知症介護基礎研修を受講いただく必要があります。

(2) 申し込み方法等の研修の詳細については、

滋賀県社会福祉研修センターホームページ <https://shiga-sfk.jp>

研修管理システム <https://www.syakyo-kensyu.jp/shiga/> を御確認下さい。

4 お問い合わせ先

【実施主体】社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター

〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

ホームページ <http://shiga-sfk.jp>



【滋賀県】滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 在宅医療福祉・認知症施策推進係

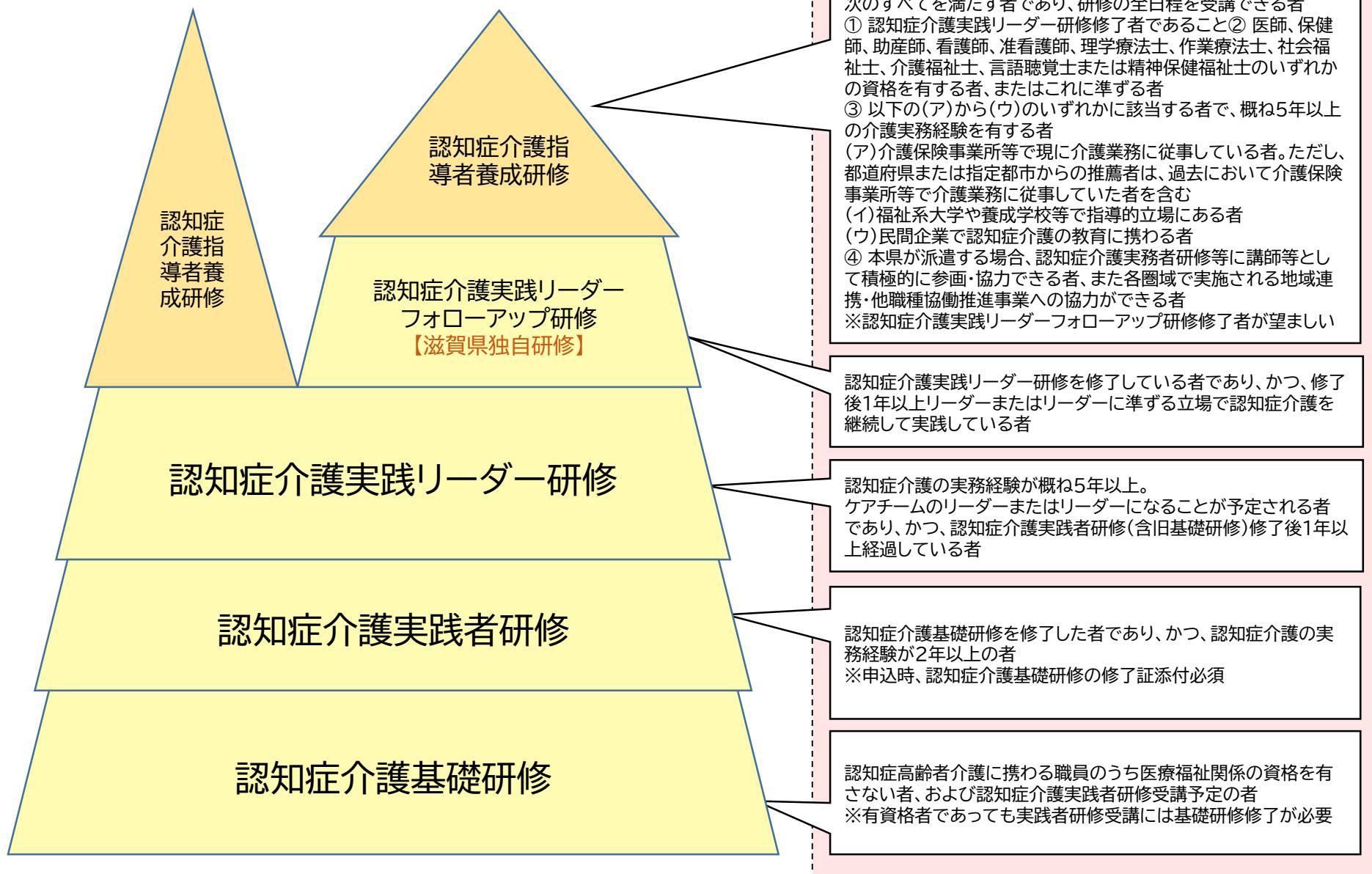
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3522 FAX 077-528-4851

E-Mail ninchisyo@pref.shiga.lg.jp

令和4年～

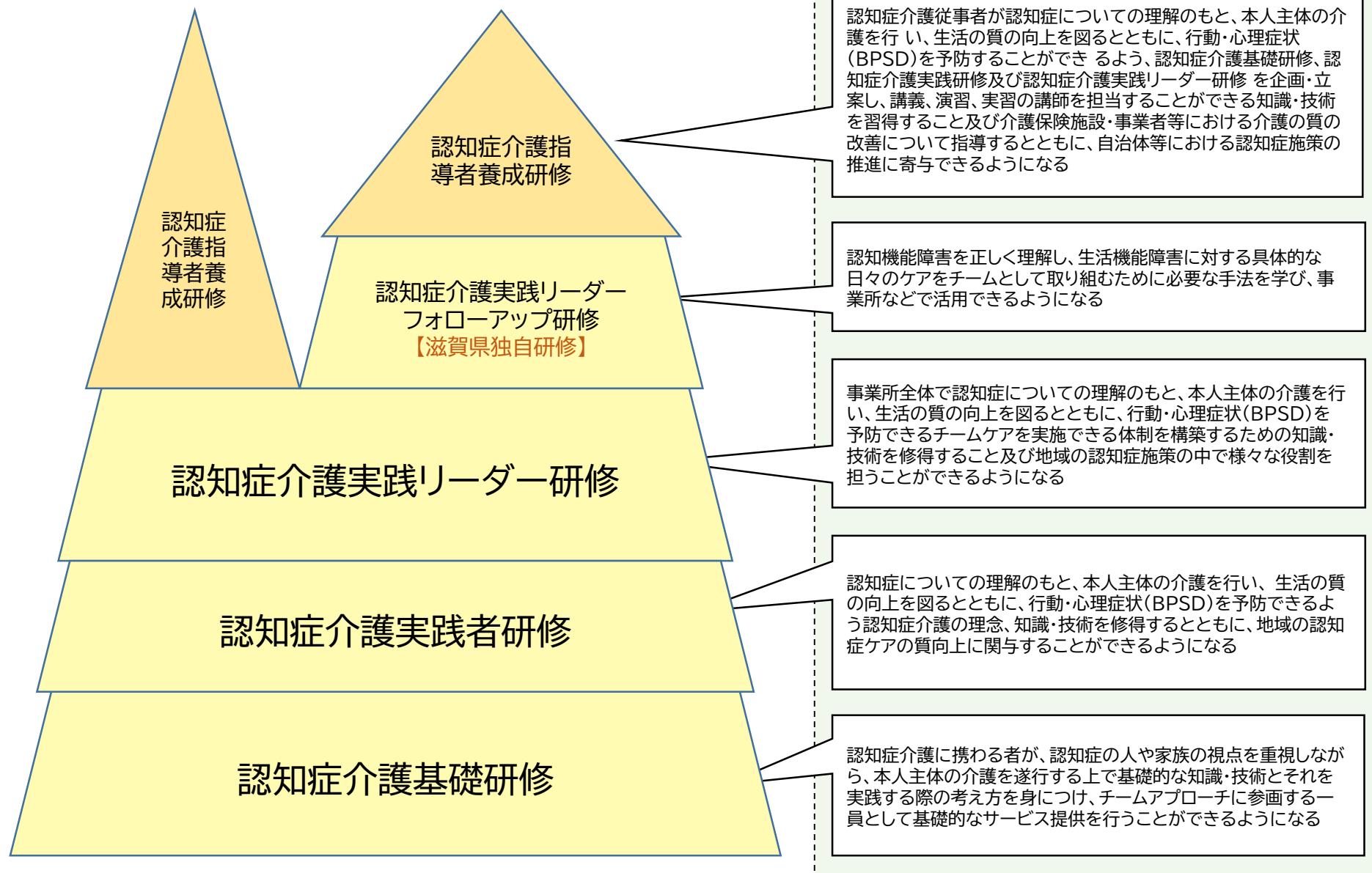
認知症介護研修体系(滋賀県)



参考：平成26年度老人保健健康増進等事業「認知症介護実践研修、指導者養成研修のあり方およびその育成に関する調査研究事業」報告書

令和4年～

認知症介護研修体系(滋賀県)



参考：平成26年度老人保健健康増進等事業「認知症介護実践研修、指導者養成研修のあり方およびその育成に関する調査研究事業」報告書